

# ときがわ町過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見募集の実施結果について

令和8年1月26日  
ときがわ町政策財政課

## 1. 募集件名

ときがわ町過疎地域持続的発展計画（案）

## 2. ご意見の募集期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月7日（水）まで

## 3. 案の公表方法・閲覧場所

ときがわ町ホームページへの掲載

閲覧場所

ときがわ町役場 政策財政課

商工観光課

## 4. 提出方法

政策財政課へ持参

郵送

ファックス

電子メール

## 5. 提出されたご意見の件数

4名 12件

## 6. 提出されたご意見の概要とそれに対するときがわ町の考え方

様々なご意見ありがとうございます。内容につきましては次のとおりです。

	提出されたご意見の概要	ご意見に対する町の考え方
1	<p>産業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地場産業の振興(地域の特產品や伝統工芸品をブランド化し、販路を拡大する)</li><li>・企業誘致(税制優遇や補助金等で企業を誘致し、雇用を創出する)</li><li>・観光振興(体験型観光やグリーンツーリズムなどを推進する)</li></ul>	<p>地場産業の振興につきまして、「3 産業の振興 (2)その対策 ①農林業」において、「新たな特產品の開発やブランド化を推進するための支援を行う」としております。</p> <p>企業誘致につきまして、「3 産業の振興 (2)その対策 ①商工業」において、「商工業の振興を図るため、創業支援等事業計画に基づき、町、商工会、(公財)埼玉県産業振興公社及び地域の金融機関が連携した創業希望者サポート体制を構築し、新規創業者を支援する取り組みや、豊かな自然に配慮しながら新たな</p>

		<p>雇用を創出する視点から、環境にやさしく生産性の高い企業の誘致や、立地支援に向けた取り組みを推進する」としております。具体的な支援につきましては、</p> <p>①新たに一定基準以上の工場等を新設した場合に固定資産税の税率の優遇。</p> <p>②上記の固定資産税の税率の優遇期間中に町内に住所を有する方を雇用した場合に1人当たり 30 万円を雇用推進奨励金(1企業50人を限度)として交付。</p> <p>③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)及びときがわ町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和4年9月28日条例第12号)に基づき、対象地域において事業を行い、一定の要件を満たす事業用資産を取得等した場合は、固定資産税の課税免除。</p> <p>が挙げられます。</p> <p>観光振興につきましては、「3 産業の振興 (2)その対策 ③観光及びレクリエーション」において「本町最大の観光資源は・・・多様なジャンルの体験型観光が展開されている。これらの観光情報を“ときがわグリーンツーリズムカタログ”として集約し、季節ごとに継続して発行することで、体験型の環境客数の取り込みを図る」としております。</p>
2	<p>雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク推進(都市部の企業にサテライトオフィスを設置してもらい雇用を創出する)</li> <li>・高齢者や女性の就労支援(短時間勤務や在宅ワークなど多様な働き方を支援する)</li> </ul>	<p>テレワークの推進につきまして、「3 産業の振興 (2)その対策 ①商工業」において、「環境にやさしく生産性の高い企業の誘致や、立地支援に向けた取り組みを推進する」としております。なお、サテライトオフィスの設置場所は、企業側が決めることですので、選んでいただけるようにときがわ町の企業立地支援制度の周知をしていきたいと思います。</p> <p>高齢者や女性の就労支援につきまして、現段階では、具体的な検討はしていないため本計画には記載していません。</p>

3	<p>移住、定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お試し移住(短期間の移住体験プログラムを実施し、地域の魅力を体験してもらう)</li> <li>・交流イベント(地域住民と移住希望者の交流イベントを開き親睦を深める)</li> </ul>	<p>お試し移住につきまして、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (2)その対策 ①移住・定住」において、「町への移住を検討している者が町の暮らしを体験できる“おためし住宅やまんなか”及び地域の活性化や若者の町外流出防止を目的とした“シェアハウスまちんなか”を整備し移住定住につなげる」としております。</p> <p>交流イベントにつきましては、地域おこし協力隊員等が、イベント時に移住相談を実施する等の取り組みをしております。</p>
4	<p>生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、福祉の充実(介護施設の誘致、訪問医療・介護サービスの拡充など医療福祉体制を強化する)</li> <li>・情報通信環境の整備(光ファイバー網の整備や Wi-Fi スポットの設置など情報通信環境を整備する)</li> <li>・買い物支援(移動販売や宅配サービスなど買い物弱者対策を推進する)</li> </ul>	<p>医療・福祉の充実につきまして、「8 医療の確保 (2)その対策」において、「今後も県の関係機関や比企医師会、消防等と連携し、医療体制の充実について協議を継続する」としております。また、「7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (2)その対策 ③ 高齢者福祉」において、「独居高齢者や高齢者のみ世帯、認知症、身寄りのない方など、複雑・多様化する困難事例に対応するため、関係機関と連携した対応が可能となる体制を整備する」としております。</p> <p>情報通信環境の整備につきまして、「4 地域における情報化 (2)その対策」において、「都心部と遜色の無いブロードバンド環境の整備は、人口減少の抑制に欠かすことができないものであり、情報通信基盤整備を継続的に進めることで都心部との情報通信格差の解消に努めていく」としております。</p> <p>買い物支援につきまして、民間企業の移動販売や社会福祉協議会による地域支え合いサポート事業等があるため、現段階では具体的な検討はしていないため本計画には記載していません。</p>
5	デジタル技術の活用	「4 地域における情報化 (2)その対

	・スマートシティ化( ICT を活用して行政サービスや生活インフラを効率化する)	策」において、「将来的な担い手不足に対応するため、コンビニ収納、コンビニ交付の拡大やスマートフォンを活用した各種行政手続きの電子化など、行政サービスのデジタル化・高度化による効率化とサービスの充実を図るとともに、地域におけるデジタル活用を一層推進するためのデジタル人材、特に「高度専門人材」を外部の民間人材を積極的に活用し確保していく。併せて、新たな技術、サービスを幅広い年齢層の住民が有効に活用できるよう支援体制の整備を進めていく」としております。
6	前期の成果、達成項目、課題、次期重点目標等の詳細の検討はされたのか	現計画(R4.4.1～R8.3.31)の達成状況につきましては、毎年度議会へ報告させていただいております。令和6年度の達成状況につきましては、9月議会で報告しております。 また、新たな計画を策定するにあたり、各課へ記載内容の確認を行っております。
7	前期の取り組みの結果、人口の減少(少子化)のスピードが速すぎるのではないか、町全体の危機感を感じられない	現計画(R4.4.1～R8.3.31)の基本目標として、令和7年度末時点で人口目標を9,577人としております。令和8年1月1日時点の人口が10,102人です。 年度末まで日数がありますが、目標数值を大きく下回っているわけではないと考えます。
8	P31、小中学校の項目で、なぜ統合に踏み込まないのか疑問です。人口減少を本当に認識しているのか、このままで本当にいいと考えているのか問いたい	現段階では、具体的な検討はしていないため本計画には記載していませんが、少子化による児童生徒の減少が見込まれるため、学校規模の適正化の観点から学校のあり方等について検討していきます。
9	P41、田黒運動場の点では、ほんとうに今後も維持・改修するつもりなのか、トイレの実情、駐車場、なにより使用頻度などつかんでいるのか伺う	「9 教育の振興 (2)その対策 ②社会教育・生涯学習」において、「更に玉川運動場、西平運動場、五明運動場、田黒運動場に併設されているトイレ・管理棟は、老朽化が進んでいるため、バリアフリー対策を含めた改修工事を行う。その他の体育施設に関しても計画的に適切

		<p>な整備・改修を行い利用者の安全性を確保し、様々なスポーツを楽しみながら、安心して体力づくりや憩いの場として活用できる環境整備を推進する」としております。利用者が安心して活用するにあたりトイレは大切な施設と認識しています。</p> <p>なお、改修工事に当たっては、各施設の利用状況等を把握し、実施の優先順位等を精査してまいります。</p>
10	集会所ほか、ほとんど使用していない施設(年間 10 回にも満たない施設がある)の更新が検討されている、40 年以上本当に必要な施設なのか、人口が半分になることが予想される中で、キッチンと将来のあるべき姿を示すべきではないか	「基本的事項 (8)公共施設等総合管理計画等との整合」及び各項目ごとに記載されているとおり、公共施設等総合管理計画と整合を図ったうえで、本計画を作成しております。
11	<p>山椒栽培で町の活性化をはかる</p> <p>①ときがわ町全地域(特に農地放棄地に)山椒苗を植える</p> <p>②植栽より 3 年～ 5 年で山椒の実ができる</p> <p>③山椒の実は 5 月と 7 月と 9 月に年 3 回収穫する</p> <p>④5 月に収穫した青実山椒は直売所や東京太田市場に出荷</p> <p>⑤7 月と 9 月に収穫した実は種をとりのぞいて粉末にして商品化する</p> <p>⑥町内に山椒の実(青実と乾燥した実)の加工場を作る</p> <p>⑦加工場は既存の施設か新しい加工場を作る</p> <p>⑧冷凍庫、冷蔵庫、乾燥機、粉末機を購入する</p> <p>⑨加工場で勤務する人を臨時パートで募集する</p> <p>⑩山椒を加工している先進地に視察に行き商品を開発する</p> <p>⑪町内の小学生が収穫し、PTA 等で料理教室を開く</p> <p>⑫地産地消を教育に取り入れる</p>	<p>「3 産業の振興 (2)その対策 ①農林業」において、「新たな特産品の開発やブランド化を推進するための支援を行う」としております。</p> <p>ご提案内容については、ご意見として承ります。</p> <p>担当課に情報共有させていただきます。</p>

	(給食にチリメン山椒をだす) ⑬山椒の植栽、加工場の指導に役場の担当者を1人あてる ⑭ときがわ町の特産品として宣伝し、活性化をはかる。農地放棄地を少なくする。山椒にかかる人の移住を増やす。農家の収入を増やす	
12	<p>過疎地域持続的発展計画として、一番の問題の人口減(税収入減)の対策が絞り込まれてないように思います(本気度が感じられない)</p> <p>①人口減に対する取り組み 担当(部署)を選任する。さらに町長直轄の人口減対策プロジェクトを立ち上げての対応が急務と考える(町内から幅広くメンバーを集め、意見や提案を集める)</p> <p>②PJの進め方 現状の把握はできているようなので、その分析を徹底的に行い、PJメンバーの意見を聞きながら対策を総実施する(PDCAを回す)近くの東秩父村、小川町、鳩山町、嵐山町及び越生町の取り組みを調べることや一緒に進めることはできないのでしょうか ・20歳代の転出が多いが、その分析が浅い、P8記載のように通勤や買い物の不便さを理由としていますが、それだけでしょうか。通勤の不便さであればその具体的対策が弱いのでは ・合計特殊出生率が埼玉県平均や全国平均より低いのはなぜでしょうか。その具体的対策が弱い</p> <p>③過疎地域持続的発展のための具体的提案 ・働く場所確保のための企業誘致 ICが近いこともメリット有と思います。物流倉庫(Amazon、アクスルなど)ときがわの主要産業は農林業であれば、合板製造会社やバイオマ</p>	<p>人口減に対する取り組みにつきまして、本計画は策定の根拠となる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき12項目を設定し、基本目標を達成するため、項目ごとに問題点を挙げ基本方針に則り、その対策及び事業計画を記載しています。</p> <p>具体的な事業につきましては、毎年度事業計画欄に追加することで、特別措置(主に町が行う施設整備に対して国からの補助金や有利な地方債の起債)を受けることができます。</p> <p>PJの進め方及び過疎地域持続的発展のための具体的提案につきまして、ご意見として承ります。</p>

	<p>ス発電(環境推進の町都市 tr は NG ? か)、さらに製造業、高齢者施設誘致</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・転出防止対策</li></ul> <p>親の家に同居するメリット UP(同居補助金やリフォーム補助金)、玉中あたりにアパート、高齢者用アパートを誘致する(安全性が高い場所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・合計特殊出生率 UP</li></ul> <p>親との同居推進(特に 2 人以上の子育ては大変手間がかかるので助けを得る)、子どもに対する補助金を多くする(出生祝金、学校給食費など)、安心して遊べる子どもの遊び場を増やす</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------